

# 五直轄市選挙後における地方制度法改革による組織調整

陳朝建

2010年12月25日より、正式に「5都17縣市」体制が発足し、2011年1月1日より、人口200万人を超える桃園県が直轄市規定の準用対象(準直轄市)となる。直轄市・準直轄市となる「5+1市」は、組織の調整問題に直面せざるをえず、その管轄区域や体制に変更がない台北市も例外ではない。

まず、1名増設となる「政務副市長」の問題がある。地方制度法第55条の規定によると、250万人を超える人口を有する直轄市は、副市長のポストを新たに一つ設置しなければならない。つまり、地方制度改革後、人口が250万人に満たない台南市及び桃園県を除き、台北市・新北市・台中市・高雄市では、簡任第十四職相当の3名の政務副市長を有することになる。

台北市を例にすると、政務副市長のポストが1名増設され、「誰」が政務副市長に任命されるかが、当然ながらメディアや世論の注目の的となっている。しかし、単に組織調整の問題からしても、従来の台北市の市政関連業務をどのように「二分配」から「三分配」し、3名の政務副市長に管理・遂行させるのだろうか。さらには、新北市・台中市・高雄市の「三分配」が現状のやり方とまったく異なったり、各都市間の違いが顕著になる可能性もある。いかに再編すれば組織や業務を最適な状態で運営することができるかについては、しばらく様子を見守る必要があるだろう。

次に、設置が必要になる「一級部門」の問題がある。地方制度法第55条の規定に基づくと、直轄

市政府の一級部門の主管及び一級機関の首長のうち、主計・人事・警察・政府倫理の主管や首長は人事管理法に基づいて任免されるが、その他の役職はみな簡任第十三職等となり、市長によって任免される。また、直轄市政府の一級部門の主管及び一級機関の首長は、市議会定期会議の際に、その主管業務について報告しなければならない(同法第48条の規定を参考のこと)。これに基づくと、現直轄市政府は一級機関を設置しているにもかかわらず、内部に一級部門を設けていないことから、法に基づいて、新たな組織改革をすることになるかもしれない。例えば、一部の既存の組織(秘書処、人事処或いは主計処等)は理論上、改めて地方制度法における組織として設置する必要はないが、これを直轄市政府の関連法に基づいて一級部門とするか否かについては、まだ結論が出ていない。

同様に、一部の直轄市・準直轄市では農業局を設置しなければならないが(新北市、台中市、台南市、高雄市、桃園県等)、台北市は農業主管業務が縮小していることから、これに類似する組織を設置する必要性はない。さらに、一部の直轄市・準直轄市ではすでにモノレールなどMRT(大量高速輸送)を運営していたり、MRT建設計画の構想があるが、こうした計画がなかったり、或いはその必要性すらない市もあり、捷運工程局、捷運公司等をめぐる法定組織の設置も明らかに異なってくる。実際、台北市・高雄市にある市立大学・市立動

物園等の教育機関や公共施設なども類似する問題を多々抱えており、新北市・台中市・台南市・桃園県もこれに続くのだろうか。このほか、新北市・台中市・台南市等、新たに昇格した直轄市が国立の中学校・高校・職業学校・病院を引き継ぎ、法に基づいて市立の中学校・高校・職業学校・病院になるのかもまた組織の調整においては避けられない重要な問題である。

第三に、直轄市内の郷鎮市が「区」に再編されることから、今後、法に基づいて整理・統合される(桃園県は準直轄市のため、同問題は発生しない)。詳しく言うと、直轄市内にある既存の郷鎮市の役所は区役所となり、法に基づいて、郷鎮市民の代表会が廃止されるほか、地方制度法第7条1の改正により直轄市となった市の行政区域は、関連する法律に基づいて整理・統合される。つまり、行政区画法が立法されれば、今後、直轄市は生活圈や人口・面積などの必要に応じて、直轄市内の「区」の行政区画を見直すことになり、現在の区政組織についても、清掃部門は環境保護局が引き継ぐのか、葬祭業は民生局が引き継ぐのか等、組織調整の問題が生じ、各区の役所は将来、再び整理・統合される可能性がある。なお、2010年から2014年にかけては、一部の区長は専任方式で現職の郷鎮市長を登用することができ、また現任の郷鎮市代表を区政諮詢委員に移行できるが、これは過渡期の便宜的な措置に過ぎない。

最後に、直轄市やこれに属する機関の組織調整に加え、「議員定数」も法に基づいて調整されることについても触れておく。例えば、地方制度法第33条によると、直轄市の市議会議員定数のうち、

区域議員の定数は直轄市の総人口から先住民の人口をマイナスし200万人以下になる場合、55名を越えてはならず、200万人を超える場合は、62名を越えてはならないと規定されている。このほか、先住民の議員定数については、平地先住民で人口が2000名以上の場合は、平地先住民枠の議席が確保され、山地先住民で人口が2000人以上、或いは制度改革前に山地郷であった場合は、山地先住民枠の議席が確保される。ただし、直轄市であれ、準直轄市であれ議会組織における「議員定数」の増員に影響を与えるため、議会の行政組織も編成を拡大しなければならない。

総じて言えば、地方制度法改革後における五直轄市の組織調整問題をめぐっては、どの都市においても「業務の調整」或いは「業務の拡大編成」、「組織の拡大編成」或いは「組織の肥大」、「機関の整理・統合」或いは「人事異動」、及び「官職等級の昇格」等の現象が生じることは必死である。また、直轄市・準直轄市が組織を調整した後も、直轄市・準直轄市の財源が十分か、上の問題が発生したときに、サービスの効率と質の向上を確保できるかといった新たな問題が生じるだろう。BT